

ハイヤー営業が開始されました

令和3年12月から町内においてハイヤー営業が開始されましたのでお知らせします。

町では、平成18年のハイヤー事業所の廃止以来、ハイヤーが運行されていない状況でしたが、デマンド交通実証運行事業を受託した事業所が、ハイヤー営業を始めました。

詳細については、次の事業所にご確認ください。

■運行事業所

(有)北海道・函館モーモータクシー
Tel.. 0138-2215566

■デマンド交通実証運行とは？

大岩地区、鹿部リゾート地区で乗降する方からの予約により、自宅から決まった停留所（大岩は役場、鹿部リゾートは駅）まで送迎する乗合交通サービスの実証運行を3月まで実施しています。

※お問い合わせ先

役場企画振興課 Tel.. 7-5297



令和3年度「北方領土の日」特別啓発期間における署名にご協力を

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。現在、日露両国間では北方領土問題を含む平和条約締結交渉が進められています。北方領土問題の解決には、北方領土返還要求運動が国民の総意であると明確に示し続けることが重要です。このことから、国の外交交渉を積極的に後押しし、北方領土の1日も早い返還の実現に向け、さらなる道民世論の結集を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道独自の取組みとして「北方領土の日」特別啓発期間を定め、北海道、市町村及び関係団体が連携し、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開することとなりました。北方領土問題についての理解を深め、返還要求運動へ積極的に参加くださいますようお願いいたします。

■実施期間

令和4年1月21日(金)から2月18日(金)まで

■署名窓口

役場庁舎 多目的スペース

※お問い合わせ先

役場総務・防災課 Tel.. 7-2111

町広報誌に広告を掲載してみませんか？



町広報誌は地域密着型の情報誌として、全戸に配付されているほか、町公式ホームページからも閲覧することができます。広告利用のため掲載を希望される方は役場企画振興課へ申込みください。

なお、広告掲載の詳細については以下のとおりとなります。

種類	規格	掲載期間	広告料	申込方法	申込期限
広報しかべ	ページの下1段2分の1 (縦50mm×横85mm)	月号単位	1回につき 5,000円	掲載申込書に 広告原稿を添えて 申込み	広報発行月号の 前月1日まで
	ページの下1段 (縦50mm×横170mm)		1回につき 10,000円		

- ※1 掲載申込書は役場企画振興課又はホームページから取得できます。
- ※2 広報誌の掲載について、同じ企業等の広告を同月号に複数掲載できません。
- ※3 広告掲載の種類と範囲については、鹿部町広告掲載取扱要綱第3条に基づき、以下の項目いずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

※申し込み・お問い合わせ先 役場企画振興課 (Tel: 7-5297)